

平成24年11月15日

各 位

会 社 名 黒田電気株式会社
代 表 者 代表執行役社長 金 子 孝
(コード番号 7517 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 執行役専務管理統括 黒 田 信 行
(T E L 0 3 - 5 7 6 4 - 5 5 0 0)

2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成24年11月15日開催の当社取締役会において、2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループを取り巻くエレクトロニクス業界は、技術開発競争が激化する中、様々な電気・電子製品の高機能化と低コスト化が進展し、短期間での製品開発が加速しております。加えて、経済のグローバル化に伴い、国境を越えた生産体制や流通システムの構築が急務となっております。

そのような中、当社グループは製造機能を備えた独立系のエレクトロニクス専門商社として、顧客視点に立った部品材料・製品の供給やサービスの提供、設計・製造活動を行うと共に、グローバル・ネットワークを構築することで、経済環境や取引先企業の変化に即応するお客様視点での最適ソリューションをご提供しております。また、事業分野のすそ野を拡大すべく、資本提携やM&Aによる新技術や新ビジネスへの進出を図ると共に、グループ企業間の連携を密にしてビジネスを融合させ、グローバルな視点でグループ全体としての事業拡大を図っております。

足許では「新興国を中心とした自動車関連ビジネスにおける現地モデルの市場拡大」、「円高傾向の継続に伴う海外シフトの加速、コスト優先の生産体制」、「スマートフォン・タブレットPC向け等の中小型液晶の需要拡大」等、当社を取り巻く事業環境は継続的に変化しており、当社グループとしても新たな成長性・収益性向上の追求に向けた施策が必要と考えております。2011年11月に発表した中期経営計画の達成に向けて、戦略的投資による「地域・事業領域の拡大」、「商社機能を有効に活用した製造事業の強化」、「グローバル化の推進」を図ります。具体的には、成長市場であるASEAN・インド・中国地区を中心に、成長分野である自動車・情報通信・白物家電へ経営資源の集中を行う計画であり、日本及び上記地域での事業と収益源の拡大を図ってまいります。

当社グループは今後、上記戦略的投資を機動的に実行していくためにも、財務体質の健全性・柔軟性を高める必要があると考えております。本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行するため調達コストの低減を図り、金融収支を改善するとともに、当初、時価を上回る転換価額を設定することで発行後の希薄化を一定程度抑制することが可能となります。また、新株予約権が行使された場合には自己資本の拡充が図られ、さらに、130%コールオプションを付与することで、株価上昇時に行使を促進することも可能となっております。

以上から、今回の本新株予約権付社債の発行は、当社グループの事業拡大による中長期的な収益基盤の強化及びより一層の財務体質の健全性・柔軟性を高めることに寄与し、中長期的な成長の実現に資するものであり、当社グループにとって最適な資金調達方法であると考えております。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、4,000百万円を平成25年9月までに自動車関連部品製造事業への投資、2,000百万円を平成25年9月までに家電製品部品等製造事業への投資、残額を平成25年9月までに買収した子会社の設備投資等による事業強化に向けた投融資にそれぞれ充当する予定であります。なお、上記の投資については、日本国内のみならず成長市場であるASEAN・インド・中国を中心に行う予定であります。

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 黒田電気株式会社2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の100%
3. 本新株予約権と引換えに
払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 本新株予約権の割当日及び
本社債の払込期日（発行日） 2012年12月3日
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Capital Markets Europe」又は「買取人」という。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の
募集価格（発行価格） 本社債の額面金額の102.5%
6. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的
である株式の種類
及 び 数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 本新株予約権の総数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、1,400個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約券付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数を発行する。
 - (3) 本新株予約権の行使に
際して出資される財産
の内容及びその価額
 - ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - ② 転換価額は、当初、当社の代表執行役社長が当社取締役会の授権に基づき投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と買取人との間で締結する社債買取並びに支払及び行使請求受付代理契約書（以下「買取契約書」という。）の締結日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
 - ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。

- ④ 2014年11月19日（以下「決定日」という。）（当日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2014年12月3日（以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される（但し、決定日（当日を含まない。）から修正日（当日を含む。）までの間に上記③に従って行われる調整に服する。）。但し、上記の方法で算出された終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）が、決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合には、転換価額は、決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする（但し、決定日（当日を含まない。）から修正日（当日を含む。）までの間に上記③に従って行われる調整に服する。）。

- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

2012年12月17日から2017年11月17日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。但し、(i) 下記7(4)②乃至⑧記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）まで、(ii) 下記7(4)⑨記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Capital Markets Europeに引き渡された時まで、また(iii) 下記7(4)⑩記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2017年11月17日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

また、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用によるかを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるもの

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

とする。)に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
- (7) 本新株予約権の行使請求受付場所
- (8) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch

(イ) 組織再編等（下記7(4)④に定義する。）が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用（租税を含む。）を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社がDaiwa Capital Markets Europeに対して下記7(4)④(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6(3)③及び④と同様の調整及び修正に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等の際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記(i)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合により効力発生日から14日以内の日)から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額 70億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

- 計した額
- (2) 各本社債の額面金額 5,000,000円
- (3) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。
- (4) 償還の方法及び期限 ① 満期償還

2017年12月1日に、本社債の額面金額の100%で償還する。

② 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、終値が、30連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に適用のある上記6(3)記載の転換価額の130%以上であった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して当該30連続取引日の最終日から30日以内かつ償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、2015年12月3日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

なお、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

③ 税制変更による繰上償還

当社は、日本国の税制の変更等により、当社が下記(7)①記載の追加額の支払義務が発生したこと又は発生することをDaiwa Capital Markets Europeに了解させた場合には、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本③に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社がDaiwa Capital Markets Europeに対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、本新株予約権付社債の要項に定める一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の140%とする（但し、償還日が2017年11月18日から同年11月30日までの間となる場合、償

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

還金額は本社債の額面金額の100%とする。) 。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における、(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が金融商品取引法に従って当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の140%とする。）（但し、償還日が2017年11月18日から同年11月30日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

当社が上記④又は下記⑥のいずれか及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④又は下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由が生じた日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の140%とする。）（但し、償還日が2017年11月18日から同年11月30日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

⑦ クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が上記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本⑦に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

⑧ 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を2015年12月3日に額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2015年11月4日から2015年11月19日までの間に償還請求書とともに当該本新株予約権付社債券をDaiwa Capital Markets Europeに預託することを要する。

但し、当社が上記③乃至⑦に基づく繰上償還の通知を行った場合、上記償還請求と当該通知の前後関係にかかわらず、2015年12月3日より前に当該通知が行われている限り、本⑧に優先して上記③乃至⑦に基づく繰上償還の規定が適用される。

⑨ 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従い、Daiwa Capital Markets Europeを通して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又は当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のために Daiwa Capital Markets Europeに引き渡すことができ、Daiwa Capital Markets Europeは、引き渡された本新株予約権付社債に係る本社

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

債を直ちに消却するものとする。

⑩ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、Daiwa Capital Markets Europeが残存本社債の期限の利益喪失を当社に対して通知した場合には、当該通知を受領してから15日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項に定めるその他の措置をとらない限り、当社は、残存本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債の所持人は本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

(6) 本社債の担保又は保証

なし。

(7) 特約

① 追加額の支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税当局により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要となった場合には、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義する。）又は外債に関する保証を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も付さないものとする。但し、(a)当該担保を本新株予約権付社債にも同時に同等に付す場合又は(b)Daiwa Capital Markets Europeが十分と判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、社債、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し1年超の満期を有するものとする。）のうち、(i)外貨建てのもの、又は(ii)円貨建てでその額面総額の過半が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。

(8) 本社債の償還金支払場所

Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch

8. 上場

該当事項なし。

9. 安定操作取引

該当事項なし。

10. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表執行役社長が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

以上

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(ご 参 考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、4,000百万円を平成25年9月までに自動車関連部品製造事業への投資、2,000百万円を平成25年9月までに家電製品部品等製造事業への投資、残額を平成25年9月までに買収した子会社の設備投資等による事業強化に向けた投融資にそれぞれ充当する予定であります。なお、上記の投資については、日本国内のみならず成長市場であるASEAN・インド・中国を中心に行う予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

今回の資金調達は、当社グループの事業拡大による中長期的な収益基盤の強化及びより一層の財務体質の健全性・柔軟性を高めることに寄与するものと考えております。

なお、本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行であり、新たな金利負担による業績への影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の配当政策は、株主にとっての収益性、将来の事業拡大・会社の財務体質の強化を総合的に考慮した上で、長期的視野に立った安定的な成果配分を継続することを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針に則り、平成24年3月期の剰余金の配当は、中間配当として1株当たり14円、期末配当として1株当たり16円の合計で1株当たり30円を実施いたしました。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化等経営基盤の一層の充実に活用するとともに、今後の事業展開に備えることとし、事業の拡大に努めてまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

(連結)	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
1株当たり当期純利益	90.85円	116.16円	89.52円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	28.00円 (14.00円)	29.00円 (14.00円)	30.00円 (14.00円)
実績配当性向	30.8%	25.0%	33.5%
自己資本当期純利益率	6.7%	8.2%	6.1%
純資産配当率	2.1%	2.0%	2.1%

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 実績配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。

4. 純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した金額であります。

5. 平成24年3月期の1株当たり配当額には、新本社ビル竣工記念配当1円を含んでおります。

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	545円	1,290円	1,039円	905円
高 値	1,436円	1,511円	1,045円	974円
安 値	544円	786円	763円	772円
終 値	1,287円	1,035円	911円	943円
株価収益率 (連 結)	14.2倍	8.9倍	10.2倍	—

(注)1. 平成25年3月期の株価については、平成24年11月14日現在で表示しています。

2. 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成25年3月期については未確定のため記載しておりません。

(3) ロックアップについて

当社は、買取契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、買取人の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付及び当社のストックオプション制度に基づく役員へのストックオプションの付与等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以上

ご注意：この文書は、当社が2017年12月1日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。